

会 議 録

会 議 名	平成18年度第2回小金井市青少年の育成環境審議会		
事 務 局 (担 当 課)	児童青少年課		
開 催 日 時	平成18年9月25日(月)午後4時5分～5時		
開 催 場 所	小金井市商工会館小会議室		
出 席 者	委 員	遠藤(会長)、橋本、齋藤、中根、鴨下、武田、森本	
	事務局	小野内児童青少年課長、門田児童青少年係長、安藤主事	
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0人
会 議 次 第	1 開 会 2 会長挨拶 3 議 題 (1) 諮問事項の審議について (2) 平成18年度青少年育成環境改善活動の実施について (3) その他 4 閉 会		
会 議 結 果	1 開 会 遠藤会長 2 会長挨拶 遠藤会長 3 議 題 (1) 諮問事項の審議について 「指導、勧告、公表の適正な実施」の一項目を追加することで、 答申とすることと決定した。 (2) 平成18年度青少年育成環境改善活動の実施について 事務局の説明どおり実施することを確認した。 (3) その他 次回の審議会を3月に開催することと決定した。 4 閉 会 遠藤会長		
提 出 資 料	1 平成18年度第2回小金井市青少年の育成環境審議会<次 第> 2 青少年の育成環境を守るための施策について(答申案) 3 平成18年度青少年育成環境改善活動実施要領 4 平成18年度青少年育成環境改善活動内容 5 平成18年度青少年育成環境改善活動担当区域地図		

審 議 経 過

遠藤会長	<p>(1) 諮問事項の審議について</p> <p>皆さんこんにちは。本日で答申をまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。答申案の8ページのところまで皆さん目を通されていると思いますが、今日が最終回ということでもありますので、おさらいの意味で読ませていただいて、のちほどご指摘があればお聞きしたいと思います。</p> <p>(答申書3ページの「2 青少年の健全育成に必要な環境作り」から8ページまで会長が朗読。)</p> <p>こういう文章が答申の内容です。この1年半いろいろな形で相当突っ込んだご提言、あるいは分析、改善方法等をいただきましたが、まとめてみると最大公約数的な形で意がつかない場所もありますが、とりあえずこういう形でぶつけてみて、その動き方を見て尻をたたいていくのも審議会の役割かもしれませんし、いろいろな方法、提言をいただきましたけれど、この審議会がどんどん活動できる場所ではありませんので、ボールを投げ返してやると。意が尽くしていない部分も多くありますが、このような表現でまとめていきたいと思いますが、ご意見がありましたら、お願いいたします。</p>
武田委員	<p>最終的な責任は我々にありますが、最終的にまとめられたのはどなたですか。</p>
事務局	<p>事務局です。</p>
武田委員	<p>前回、7月10日にここでしましたことをたたき台としてこれができていると思いますが、冒頭で問題事項としては取り上げていますが、いざ提言のところには、それがかったると、望むとか、凶られたいとか、すべきであるとか、私に言わせればお子様ランチです。この程度の提言しかできないのかと私は根底に思っている。いかに子どもたちの環境がそういう中で、美辞麗句だけ並べたような提言なら最終的に署名、捺印を必要としてほしいといっても、もしこのままだったら恥ずかしくてできない。前回の議事録を見てください。要するに、私は口すっぱく言いました。いろいろな千代田区のポイ捨てにしても、酔っ払い運転にしても法整備が必要なわけです。人間の性善説、性悪説を通り越した観点からして。法律が整備されれば心ある人はおさまるんです。何故ここに何回も言うように提言として小金井市独自の条例作りも視野に入れた施策をとるべきであるということが入らないの</p>

鴨下委員

か。提言したから市長が議会で動くということもないかもしれないが、環境審議会を考えたときに、我々10人の委員がそれぞれの団体の代表者、中には自ら来た人もいるでしょうが、あるいは仕方なく名前を連ねていて、現実にほとんど顔を出していない委員もいる。そういう中で私や鴨下委員もそうであるが、常日頃、いかに子ども達をどうしたらいいか憂いた中で、委員公募の市報を見て、少しでも役に立てばと思って、小論文を書いて委員になった。その中で、会長も意を尽くされていないところもあるとおっしゃっていますが、お子様ランチでなく、ひとつわさびのピリット利いた文言を、わが市独自の条例作りも視野に入れた施策を入れていただきたい。前回話したこのことが載っていない。

公募も頭数がそろえばいい、答申も何でもまとめればいいということではない。公募で委員として名を連ねている以上、責任を持って自分の意見を率直に言っているだけです。お茶を濁して、まとめて出せばいいということですか。これは、そういうものですか。

武田委員のおっしゃることは分かりますが、現状ではそこまでの切り込みはできないと思う。なぜかというと、まだまだ、ではじめではないですが、平成8年度からですか、スタートしていながら、現在に至る経過がどこでどうあったか本当のところはよく分からない。ただ、最初に聞いた程度のものとする、単なる報告書として、その報告書もどういう形が出ていたのか中身は見ていませんが、今回のメンバーとしては相当な議論をしてきたと思う。その中で、これで終わりでないでしょう。来年以降も継続するわけですから。そういうこともあるからここで総てを謳いこむことは非常に難しいことでもあるし、また実行できないものを謳いこんでも何の役にも立たないと思う。実行できるものから謳っていくことが諮問に対する有効な答申ということになるだろうと思う。たしかに何も無いと言ってしまえば何も無い形にも取れますが、初めての諮問に対する答申であるので、ひとつの流れとした形を出していくことが一番の始まりだろう。始まりの形と見るのが必要だと思う。これで終わりではない、こういうことが今まで審議された中で主要な事項であることを知っていただくことがまず一番に必要なと思う。

その次に、これに対して、諮問として市長がどういう問題を出されるか分からないが、次の委員の方が、そのことに対して審議していけばいいのではないかと思う。どんどんしていくと、きりがなくなって実行面としてできるもののおいそれと出てくるものでないと思う。

遠藤会長	<p>わかりました。ありがとうございます。まず武田委員のご見解は1年位前、去年の秋位に、明確に性悪説に立って悪質業者の取締り、罰則を厳しくしないと、ゆるいままではいけない。たとえば、3ページに書いてある不心得な悪質業者や大人に対する厳罰、それについて問題があるものについては条例をもってしても厳罰を設けるべきであるというご意見も一部あったと思いますが、具体的には、わさびのようなピリッときいた提言を是非と7月のときもありました。にもかかわらず、まとめとしてはこういう意見があったという3ページの社会環境の整備の域を出ていないわけですが、悪質業者への罰則が必要ならば市の条例をもって云々のところについては、条例でどういうふうな罰則を各論まで入れる必要はないと思いますが、条例で設けられる罰則と法律にしなければいけない罰則、条例での処罰権は法令に根拠がないとできない、条例で独自に個別の罰則を設けるといのは何かと法律論として、根拠法令がないのに条例で罰則を設けることが出来るかは議論のあるところである。罰則の内容は刑罰ではなく、何らかのペナルティという広い意味であれば、それは条例の独自の権限で作れるものもある。</p>
武田委員	<p>あくまでも提言ですから、ここで条例を作れということではなく、市としてそれぐらい腰をすえて子どもたちの環境を考えてほしいということを入れたいということです。提言をしたから市長が議会に提案しなければいけないということでない。</p>
鴨下委員	<p>たしかに、これは読んでいくと、極端に言えば、重みがないと感じられますが、逆に諮問事項そのものを解釈したときに、漠然としていて、具体的なものはない。</p>
遠藤会長 鴨下委員	<p>具体的、現実的な危機感をもった諮問でない。 答申ということになると諮問事項がどういうものであるか解釈しなければいけないと思う。 もうひとつは、表紙には答申と書かれているが、中身は提言ということで通されている。提言は個人の意見になってしまう。答申と提言では意味が違ってくると思います。提言は答申と置き換えていただければと思う。</p>
遠藤会長	<p>わかりました。提言というのはこうして欲しいということであると。諮問に対するものは答申であるということですね。</p>

武田委員	6 ページの(2) 浄化活動は何をもっていうのか。浄化ができない場合は、条例づくりも視野に入れても問題ではないと思う。
遠藤会長	武田委員のおっしゃられているのは何ページあたりに入ればよいのか。
武田委員	浄化活動のところに別枠を作ってもいい。いつも言うように大人がやるべきことをやらないで、手を打つべきことを手を打たないで、ストーカーにしてもやっとな法律ができればピタッと止むわけでしょう。それまでに、どれだけ人が殺されたり、被害があったりしたのか。子どもたちのために、文言をいれていただきたい。
事務局 (小野内児童青少年課長)	事務局からよろしいですか。武田委員の意見はこの答申には具体的に触れていませんが、その前提となる条例には最初にお話ししたかもしれませんが、不健全な看板の撤去を毎年実施していますが、市長ができることは、事業者に対して勧告ができるということ、事業者が勧告に従わない場合は、一定の手続をとって事業者名を公表しますよということまで踏み込めます。ですから武田委員のおっしゃられていることをどこかに入れるとしたら、条例に従った措置を強く望むというような感じになると思う。 平成8年に条例ができていますが、これまで、この規定を適用したことはないと聞いている。毎年、看板の撤去をするときも、警察の方と一緒に取組んでいるが、小金井市の場合は、以前はあったポルノ雑誌、ビデオの自販機がなくなっている。業者の方に協力していただいているということもあります。
遠藤会長	悪質業者と認めた場合は、指導、勧告することができるなら、発動しろということですね。
斉藤委員	諮問に応じたの答申ということであれば、そういうことにならざるをえないかなと思う。ただ、子供会関係からいうと業者に対する厳罰はよいが、子どもには厳罰主義はいかがかなと思う。見守り、育てる、励ましも必要である。ただ、条例を作ってくださいという諮問ではないので、いかがでしょうか。
遠藤会長	今できている条例で、勧告なり、指導なりに該当するものを具体的に把握したら発動しろという形で取組むことには皆さんそんなに異論はないと思います。
斉藤委員	小金井には行政側が今言われましたように、特段よその地区みたいな有害なものは少ないですよ。今後どうなるか分かりませんから、そういう意味での条例の発動、しっかりしましょうということを入れ

遠藤会長	<p>ておいてもいいとは思いますが。お蔭様で街は健全かなど。近隣都市との比較でしょうがね。</p> <p>それから、提言という言葉を使ってきましたけれど、鴨下委員がおっしゃられているように答申ですね。</p>
斉藤委員	<p>最後のページの表を見ると答申という言葉を使っているの、どちらかに統一したほうがいいですね。</p>
鴨下委員	<p>諮問に対することですから答申になると思う。提言では狭い範囲になりますから。</p>
遠藤会長	<p>はじめにの4行目の提言を答申に、下から2行目の提言を答申に直す。5ページの大きなタイトルの提言を答申に、そのページの下の本本文の提言を答申に直す。</p> <p>6ページの終わりのあたりに条例に基づく悪質と思われる業者への勧告、指導についての事例が出たら発動することを促すような表現を入れる。条例は、この審議会の条例ですか。</p>
事務局 (小野内児童青少年課長)	<p>小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例があります。その中で市長は指導ができることになっています。ここを読みますと、第8条は図書類やCD-ROMの販売、貸付についてで、第10条はテレフォンクラブの営業について規定しています。第13条に「市長はこの規定に従わない事業者に対し、審議会に意見を聴いて、遵守するように指導することができる」と規定している。</p>
遠藤会長	<p>そうすると、場所としては6ページのアとイの間あたりがいいですね。「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある悪質な事業者は本条例の第13条に基づいて必要があれば指導権限を発揮するように求める」を前と後のバランスをとりながら入れるという方向でよろしいですね。</p> <p>あと、別表として、審議会の開催状況等をつけて、提出するということですね。中身について、事務局としてこれは困る、これは間違っているところは何かありますか。 特段ないようです。</p>
鴨下委員	<p>最後に、別紙の表がありますが、開催日がいついつで、会議の種類があつて、審議内容の中に、会長外何名とありますが、最低だと4名とあります。小委員会だから少ないのかもしれないが、委員が10名で、誰が出ているのか、実名で入れた方がいいと思いますが、まずいですか。</p>

遠藤会長	出席名簿を添付したらということですね。ただ、答申は審議会が出すものですから、出席名簿を小委員会を含めてつけるというのもどうかと思う。
鴨下委員 遠藤会長	あるいは、これをなくすというのはどうですか。 審議経過は普通、答申にはつけますね。3月の諮問以来こういうふうになってきましたと。出席委員の数を載せないというのは、それはそれでいいですけども。
鴨下委員	この表が入るのなら実際視出られた人の名前を入れた方がすっきりすると思う。あるいはこれを全部なくすか。
武田委員 鴨下委員 遠藤会長	会議録には出ている。 最後ですから。 そうすると、別紙としてつける予定は、全員の委員名簿、当初の諮問書、それから審議概要、開催状況で、最後に本日の審議会ということになるわけですね。
事務局	答申書には、形式的なことですが、答申経過に出席委員の名前を書くことが多いですか。
事務局	そういうことは、珍しいですね。会長外何名というのを消して、何をしたのかということが大事である。
鴨下委員	何名であろうとなかろうとここではこういうことをしましたということが分かれば一番いいんですね。
遠藤会長	それでは、出席委員の数のところは削除という方向でよろしいですね。
鴨下委員 遠藤会長 事務局	そうですね。 委員会の開催日時、場所、主たる概要をもっと欄を狭めて、情報公開請求で出せといわれると出さざるを得ないことになりま
事務局	す。
遠藤会長	会長外何名出席しは、削る方向でいいですね。した審議内容だけを列記することにしましょう。
遠藤会長	答申の最後のところに、条例に基づく指導などを発動せよということを追加して、挿入する。それから、体裁そのほかについても、今の意見を反映させる。提言という言葉で答申ということばに統一させる。
鴨下委員	細かいことですが、4ページの括弧3の最後に、「防犯体制にも資することになる。」とあるが、決め付けている。「にもなる。」とされたほうが柔らかくなるのではないか。

遠藤会長	<p>・・・資することとなる。」としますか。資するという言葉はプラスに働くだらうという程度の用語である。</p>
鴨下委員	<p>わかるが、決めつけすぎているという感じを受ける。</p>
武田委員	<p>前に「にも」が入っているので、よいのでは。</p>
遠藤会長	<p>「資する」という言葉と「にも」という言葉で、決め付けともいえないようにも感じますし、「ことになる」を「こととなる」とすることでよろしいかと思えます。</p> <p>以上の方向で、最終的にまとめあげたいと思えます。</p>
中根委員	<p>3ページの社会環境の整備で、「未成熟な青少年がそれらの餌食にならないような」と青少年が餌食にということですが、別の表現にしたほうが良いと思えます。</p>
遠藤会長	<p>「餌食にならないような」を「被害にあうことのないような」に変えます。</p> <p>いろいろとご不満もございましょうが、このあたりで、もれなく反映させるようにしますので、字句の訂正は私どもに任せていただいて答申の仕上がりということで、よろしいでしょうか。</p>
遠藤会長	<p>(2) 平成18年度青少年育成環境改善活動の実施について</p> <p>次に第2番目の議題に移らせていただきます。平成18年度青少年育成環境改善活動の実施について事務局から報告をお願いします。</p> <p>(事務局から資料に基づき説明)</p>
遠藤会長	<p>去年の結果報告では、ピンクチラシのたぐいよりも、むしろ不動産広告が多くなっているということでした。</p>
鴨下委員	<p>それまで撤去するのか。そこまではしないのか。</p>
遠藤会長	<p>それは、管理者の東京電力なり、東電広告がやるべきことですかね。</p>
事務局	<p>青少年の健全育成ということですので、サラ金の看板は対象にしない。</p>
鴨下委員	<p>要領に2週間の保管後処分と書いてあるが、すぐに処分はできないのか。違法なところに違法なものがあるのに。</p>
遠藤会長	<p>放置自転車も一定の保管期間をおいておくとか、他人の所有権を奪うわけですから、その手順が必要だということみたいですね。</p> <p>これは、例年どおりの運動の一環と実施していただくという方向で、よろしく願いいたします。</p>

遠藤会長	<p>(3) その他</p> <p>この審議会は、年度内にもう一度、例年ですと2月頃に活動の実施報告を聞くということですが、せっかく智恵をしぼって答申を出したわけですから、何かをやってみようじゃないか、あくまでもここは実働委員会ではなくて、青少年の健全育成に関することを市長に物申すところですが、諮問事項でなければ何もしないということではなくて、アクティブな提言をできる権限があるわけですから、今度は、何をやるかということについて、具体的なことをご検討のうえで、次回は望んでいただきたいと思いますし、事務局でも、この答申書をまとめるにあたり、いろいろ意見が出たわけですから、市の行政の立場として、このあたり各論として意見をもらいたいとか、実状調査をしたいとかありましたら、事前に検討しておいてもらいたい。答申書を出して、それで終わりというのでは、漠然としていますので、皆さんそれぞれの立場から問題点意識を議論されたわけですから、この審議会の役割、あるいは立場として、さらに、この辺は意見を言っていないかなということが事務局サイドでもありましたら教えてください。</p>
事務局	<p>その他ありますか。</p> <p>答申書を会長から市長に渡していただくことになりますが、委員の方も同席していただき、直接市長に文書を渡していただければと思います。</p>
遠藤会長	<p>直接、文書を送りつけるのではなく、面談した上で、あいさつをして答申書を渡すということですね。</p> <p>今週中に補正して、すみやかに執行する。具体的には、審議会委員のうち何名か出席できる方が同席の上で市長に渡し、説明をするということによろしいですね。そういうスタイルでいいと思いますので、手配をしてください。</p>
事務局	<p>それでは、会長と市長の日程を調整しまして、各委員にご連絡いたします。</p>
武田委員	<p>その他のその他でいいですか。小金井市内を歩いてみて、ひとつは空き地です、草がぼうぼうで気になっていたが、最近きれいに刈られています、課長が行政指導されたのか。</p>
小野内児童青少年課長	<p>前にお話がありまして、環境政策課にお話をしたと思います。</p>

<p>鴨下委員</p>	<p>それに関連して、関東財務局もそうです。公務員住宅を壊した後は、草が背丈以上になっていて、やっと今、刈り上げるところである。管理機関がああいう形でおいておくことはちょっと危険である。</p> <p>この前、阿波踊りが2日間あったが、次の朝起きたら、家の道路の脇の道路にペットボトルとか缶がずうっと並べておいてあった。子どものいたずらか知らないけれど、仕方がないので袋詰めして市役所に電話をしたら、今日はいけないので、明日行きますということで、持って行って貰いましたけれども、一人が始めると始めますね。</p>
<p>遠藤会長 鴨下委員</p>	<p>きれいなところには捨てづらいですね。</p> <p>いや、きれいなんです。コンクリートで舗装してある溝の上にダーと並べてある。</p>
<p>遠藤会長</p>	<p>今年は、小金井市内は蚊がすごく発生して、全国みたいですがけれども、蚊の量が今年はずごく多いです。5, 6, 7月に雨が多かったせいで、ぼうふらが湧いた。草が生えているとものすごく蚊が発生しているみたいです。</p>
<p>鴨下委員 遠藤会長 事務局</p>	<p>昔だったら、日本脳炎で大変だったですね。</p> <p>この次は来年の2月ごろということになりますかね。</p> <p>委員の任期が2月末で切れますので、3月に新体制で開催したいと思います。</p>
<p>武田委員 遠藤会長</p>	<p>このメンバーでは終わりですか。最後に打ち上げをしますか。</p> <p>残られる方もおられるかと思いますが、さびしいですが、このメンバーでの今年度の審議会としてはこれが最後となりました。大変ご迷惑をおかけしました。審議会を終わります。</p> <p>ご迷惑でしょうけれども、懇親会の案内を私から差し上げるかもしれませんが、その節はよろしくお願いします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

平成18年度第2回小金井市青少年の育成環境審議会

＜ 次 第 ＞

日 時 平成18年9月25日(月)午後4時から

場 所 小金井市商工会館小会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 諮問事項の審議について

(2) 平成18年度青少年育成環境改善活動の実施について

(3) その他